

※この調査は、「鹿児島県廃棄物処理計画(令和3年3月)」の改訂(令和7年度予定)に当たり、事業所から排出される産業廃棄物の発生状況などを把握するために実施するものです。「調査票」に記入していただいた内容は、統計以外の目的(税務情報など)に使われることは決してありませんのでありのままを記入し、くださるよう御協力をお願いします。

1 対象事業所

本調査は当調査票が送付された事業所のみを対象としております。したがって他に本社(店)、支社(店)、工場などがある場合でも、それらは本調査の対象とはなりません。

2 対象期間

本調査の対象期間は、令和5年度の1年間(原則として令和5年4月1日～令和6年3月31日)とします。

3 対象となる産業廃棄物

原則として令和5年度にあなたの事業所で発生した、1kg(1/1,000トン)以上の全ての産業廃棄物とします。また、産業廃棄物をあなたの事業所内でそのまま再(生)利用した場合や、他社に売却、無償供与した場合も調査の対象となります。

同じ廃棄物でも業種によっては事業系の一般廃棄物になる場合もありますので御注意ください。(『別紙① 産業廃棄物の種類』を参照してください。)

4 記入の単位

産業廃棄物の量は全て重量で御記入ください。ただし、産業廃棄物の量を容積(かさ)で把握されている場合で、比重を把握されていないときには、『別紙②コード表 I 産業廃棄物コード表』に従って重量に換算して御記入ください。

5 委託の場合の取扱い

産業廃棄物の中間処理や最終処分などを業者に委託している場合には産業廃棄物管理票(マニフェスト A 票・E 票)に従って正確に御記入ください。

6 産業廃棄物が生じなかった場合の取扱い

令和5年度に産業廃棄物が全く発生しなかった場合でも、記入できる設問(様式(1)、様式(4))については御記入ください。

7 控えの保存について

提出された調査票(様式(1)～様式(4))については後ほど記入内容についてお尋ねする場合がありますので、御記入後に控えをとり、保管してください。

8 調査票の提出について

記入されました調査票は、令和6年8月31日(土)までに同封の返信用封筒にて提出してください。返信用封筒には調査票の様式(様式(1)～様式(4))のみを入れて提出してください。(記入要領・記入例等はいれなくてください。)

9 電子データによる提出について

産業廃棄物実態調査については、電子申請及び電子メールによる提出も受け付けております。下記 URL から様式をダウンロードしていただき、ダウンロードしたファイルに入力の上、電子申請または電子メールのいずれかの方法で御提出ください。

URL : <https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/jittaityousa.html>

ホーム > くらし・環境 > 廃棄物・リサイクル > 産業廃棄物の処理 > 産業廃棄物実態調査の実施について

送付先メールアドレス sanpai@kagoshima-env.or.jp

(一財)鹿児島県環境技術協会 産業廃棄物実態調査用メールアドレス

電子申請フォーム

県ホームページに電子申請フォームURLについて掲載しておりますので、そちらから申請くださるようお願いいたします。

お問い合わせについて

調査票の記入方法並びに取扱いについてのお問い合わせについては、下記までお願いします。

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会 環境調査部調査第一課 産業廃棄物調査担当 塩浦、小窪まで

電話 099-202-0581 (受付は8月14日～15日、土・日・祝日を除く 9:00～17:00[12:00～13:00を除く])

FAX 099-262-1705 メール sanpai@kagoshima-env.or.jp

※ファックス、メールによる問い合わせについてはいつでも受け付けております。その際、平日に御連絡可能な時間と御連絡先を頂ければ改めて担当者よりお電話させていただきます。

別紙① 産業廃棄物の種類

◇ 産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、食料品、衣服、家具、電化製品などの製造や、住宅、学校、道路など生活環境の整備といった事業活動などに伴って生じた固形状又は液状の不要物で、次の20種類が定められています。

産業廃棄物の種類	内容
廃プラスチック類	○ 合成樹脂、合成繊維、合成建材、合成ゴム（タイヤ等）、合成皮革、合成紙、ポリ容器などのくず
ゴムくず	○ 天然ゴムのくず（合成ゴムは廃プラスチック類）
金属くず	○ 鉄くず、スクラップ、研磨くず、切削くずなど
ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○ ガラスくず、レンガくず、陶磁器くず、コンクリート製品くず、ガラス繊維くずなど
がれき類	○ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ破片、瓦破片など
燃え殻	焼却残灰、炉清掃排出物、石炭がらなど
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、下水道汚泥、ビルピット汚泥、生コン残さなど（油分を5%以上含むものについては廃油と汚泥の混合物の扱いになります。）
廃油	鉱物性廃油、動植物性廃油、廃溶剤、廃タールピッチ類など
廃酸	廃硫酸、廃塩酸等の酸性廃液（焼酎廃液、写真定着廃液など）
廃アルカリ	廃ソーダ液、アンモニア廃液、染色廃液等のアルカリ性廃液
鉱さい	高炉・平炉等の残さい、鋳物廃砂、不良鉱石、サンドブラスト廃砂など
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等の焼却施設において発生し、集塵施設によって集められたもの
紙くず	△ 建設業、パルプ、紙・紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業に係るもの並びに PCB が塗布され、又は染み込んだもの
木くず	△ 建設業、木材、木製品・パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びに PCB が染み込んだもの。木製パレット、木製リース物品など物品賃貸業に係る木くずなど
繊維くず	△ 建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの並びに PCB が染み込んだもの 木綿くず、羊毛くず、絹くず、麻くずなど
動植物性残さ	△ 食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業及び香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	△ と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
動物のふん尿	△ 畜産農業に係る牛、豚、鶏等のふん尿
動物の死体	△ 畜産農業に係る牛、豚、鶏等の死体
13号廃棄物	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記以外のもの（有害汚泥のコンクリート固型化物など）

注1) 表中の○は「安定5品目」といい、安定型処分場で処分可能なものです。（特定品目を除く）

注2) 表中の△は対象となる業種等が指定されているもの（太字で書かれた業種から排出されたもの及び PCB を含むもののみ『産業廃棄物』となります。それ以外の業種から排出された場合には『事業系一般廃棄物』となります。『事業系一般廃棄物』は本調査の対象となりません。）

◇ 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、次のような爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物といいます。

特別管理産業廃棄物の種類		内容
廃油		廃揮発油類、廃灯油類及び廃軽油類
廃酸		pH（水素イオン濃度指数）が 2.0 以下の酸性廃液
廃アルカリ		pH が 12.5 以上のアルカリ性廃液
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体が含まれ、付着し又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
	PCB 汚染物	紙くず（PCB が塗布され、又は染み込んだもの）、木くず・繊維くずのうち PCB が染み込んだもの、廃プラスチック類・金属くず（PCB が付着し、又は封入されたもの）、陶磁器くずのうち PCB が付着したもの
	PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理されたもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）
	廃水銀等	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物のうち事業活動に伴って生じたもの及び輸入されたもの、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの）、廃水銀等を処分するために処理したもの
	廃石綿等	建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温剤など
	その他の有害産業廃棄物	指定下水汚泥、鉍さい、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリのうち、特定施設から排出されるものであって、有害物質注 ¹ （26 種類）が環境省令で定める基準に適合しないもの

注 1）有害物質の種類について

アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

◆ 事業系一般廃棄物について（※本調査の対象外となる廃棄物）

事業系一般廃棄物とは、事業活動などに伴って生じた固形状又は液状の不要物で、産業廃棄物に含まれないものです。このため、本調査の対象となりません。（『事業系一般廃棄物』について記載していただく必要はありません。

例として、事務所から出る紙くず、飲食店から出る調理くず、農業で生じる剪定枝、建設業及び印刷業・製糸業等（上の表中の『△』に該当する限定業種）以外から出た紙くず^{注2}などです。

注 2）裏面『◇産業廃棄物とは』の表中で『△』の産業廃棄物については業種が限定されているため、これらの業種以外から発生する廃棄物は事業系一般廃棄物に該当します。

別紙④ 様式(3)の記入例

例1 事業活動によりがれき類が発生している。これらは全て委託による安定型最終処分を行っている。処理費用は50円/kgであった。

行番号	産業廃棄物の発生状況		自社での中間処理の状況				委託による中間処理の状況		最終処分・再利用・売却等				
	㉗ 廃棄物の名称	㉘ 廃棄物コード	㉙処理コード			㉚処理費用 (円/kg)	㉛ 処理 コード	㉜処理費用 (円/kg)	㉝ 自社・ 委託	㉞ 処理 コード	㉟処理費用 (円/kg)		
			1次 処理	2次 処理	3次 処理								
1	がれき類	1 5 0 0							自	委	9 1	50	運含 円/kg

例2 事業活動により木くずが発生している。これらは全て自社の焼却施設で焼却し（処理費用10円/kg）、発生した燃え殻は埋立処分を行っている。運搬費用を含む処理費用は40円/kgであった。

行番号	産業廃棄物の発生状況		自社での中間処理の状況				委託による中間処理の状況		最終処分・再利用・売却等				
	㉗ 廃棄物の名称	㉘ 廃棄物コード	㉙処理コード			㉚処理費用 (円/kg)	㉛ 処理 コード	㉜処理費用 (円/kg)	㉝ 自社・ 委託	㉞ 処理 コード	㉟処理費用 (円/kg)		
			1次 処理	2次 処理	3次 処理								
1	木くず	0 8 0 0	0	1		10			自	委	9 2	40	運含 円/kg

例3 事業活動により廃油が発生している。これらは全て委託による中間処理（油水分離）を行った後、燃料として再生している。処理費用は5円/kgであった。また、再生された燃料については10円/kgで売却したとのことであった。（※売却した場合、㉟の処理費用はマイナス表示で記入してください。）

行番号	産業廃棄物の発生状況		自社での中間処理の状況				委託による中間処理の状況		最終処分・再利用・売却等						
	㉗ 廃棄物の名称	㉘ 廃棄物コード	㉙処理コード			㉚処理費用 (円/kg)	㉛ 処理 コード	㉜処理費用 (円/kg)	㉝ 自社・ 委託	㉞ 処理 コード	㉟処理費用 (円/kg)				
			1次 処理	2次 処理	3次 処理										
1	廃油	0 3 0 0					0	4	5	運含 円/kg	自	委	4 4	-10	運含 円/kg

例4 事業活動により廃タイヤが発生している。これらは全て原材料として売却している。売却価格は10円/kgであった。（※売却した場合、㉟の処理費用はマイナス表示で記入してください。）

行番号	産業廃棄物の発生状況		自社での中間処理の状況				委託による中間処理の状況		最終処分・再利用・売却等						
	㉗ 廃棄物の名称	㉘ 廃棄物コード	㉙処理コード			㉚処理費用 (円/kg)	㉛ 処理 コード	㉜処理費用 (円/kg)	㉝ 自社・ 委託	㉞ 処理 コード	㉟処理費用 (円/kg)				
			1次 処理	2次 処理	3次 処理										
1	廃プラスチック類 (廃タイヤ)	0 6 0 0								運含 円/kg	自	委	4 1	-10	運含 円/kg

例5 事業活動により木くずが発生している。これらのうち一部については自社施設で破碎した後、焼却し（処理費用5円/kg）、堆肥の原料として売却した。売却価格は8円/kgであった。また、残りは委託による中間処理（焼却）を行っている。処理費用は5円/kgであった。なお、業者に問い合わせたところ、焼却により発生した燃え殻を管理型最終処分場に埋立しているとのことであった（埋立費用は20円/kg）。（※売却した場合、㉟の処理費用はマイナス表示で記入してください。）

行番号	産業廃棄物の発生状況		自社での中間処理の状況				委託による中間処理の状況		最終処分・再利用・売却等							
	㉗ 廃棄物の名称	㉘ 廃棄物コード	㉙処理コード			㉚処理費用 (円/kg)	㉛ 処理 コード	㉜処理費用 (円/kg)	㉝ 自社・ 委託	㉞ 処理 コード	㉟処理費用 (円/kg)					
			1次 処理	2次 処理	3次 処理											
1	木くず	0 8 0 0	0	6	0	1	5		自	委	4 5	-8	運含 円/kg			
2	木くず	0 8 0 0						0	1	5	運含 円/kg	自	委	9 2	20	運含 円/kg

